

一般社団法人日本泌尿器科学会 総会賞運用細則

平成 14 年 9 月 3 日制定
平成 24 年 3 月 14 日改定
平成 29 年 3 月 13 日改定
平成 29 年 9 月 25 日改定
平成 30 年 7 月 4 日改定
平成 30 年 10 月 3 日改定
令和 4 年 6 月 21 日改定

1. 日本泌尿器科学会総会賞（以下、総会賞）は、総会時に、発表部門別に若干名を選考する。
2. 総会賞の選考は審査委員会（本細則 5）で一次選考を行い、選考委員会（本細則 6）で最終決定する。
3. 受賞候補者は、日本泌尿器科学会正会員に限定する。
4. 受賞者には、賞状および賞金を授与する。
5. 審査委員会
 - (1) 総会賞候補を選定するため審査委員会を置く。
 - (2) 審査委員は、発表部門数および演題数に応じて、選考委員会により選出され、委嘱される。
 - (3) 一つの演題は原則的に 3 名以上の審査委員で審査することとする。
 - (4) 審査委員の割り当てにあたっては、審査委員が発表者の所属する施設から選出されないよう配慮する。
 - (5) 審査委員は別紙の審査表に基づいて総会賞対象演題の評価を行う。
 - (6) 同じ審査委員が採点した演題で、もっとも点数の高かったものをその発表部門の総会賞候補とする。
6. 選考委員会
 - (1) 総会賞を決定するため選考委員会を置く。

- (2) 選考委員・選考委員長は一般社団法人日本泌尿器科学会理事長が指名する。選考委員の構成は理事長、学術委員長、総会会長、次期総会会長、東部A B各1名、中部1名、西部1名の8名とする。任期は2年とし、総会会長と次期総会会長は1年とする。
- (3) 当日のセッションあるいは全セッション終了後、選考委員会を開催する。
- (4) 選考委員会は総会賞候補のポスターまたはビデオを実際に供覧の上、協議を行い、受賞者を決定する。

7. 選考方法

(1) 応募

- ①発表部門および部門別演題数および審査までの日程は、選考委員会にて審議し、決定する。
- ②総会賞演題の応募は、正会員1名につき1演題とし、各部門については1施設1演題に限定する。
- ③選考希望者は演題募集要項に従い、総会賞に応募する旨を総会事務局あてに通知するとともに、通常の抄録とは別に応募用抄録を作成し提出する。落選した場合、一般演題に自動的に移行するか否かの意思表示をする。
- ④選考希望者は演題登録時に発表部門と専門領域を選択する。

(2) 審査方法

- ①応募演題が多数の場合は、予備審査を行う。
- ②選考委員会は専門領域数および演題数に応じて、必要な数の予備審査委員を各領域部会長からの推薦を受けて選出し、委嘱する。
- ③各専門領域別に予備審査委員は2名以上を割り当てる。
- ④予備審査委員の割り当てにあたっては、発表者の所属する施設から選出されないように配慮する。
- ⑤予備審査委員は別紙の予備審査表に基づいて総会賞応募用抄録を用いて応募演題の評価を行う。
- ⑥選考委員会は予備審査委員の採点結果に基づいて総会賞対象演題を決定する。

(3) 発表方法

- ①総会賞対象演題は原則としてポスターまたはビデオで発表することとする。
- ②総会賞対象演題は総会賞セッションを設け、定められた会場でまとめて発表することとする。

- ③抄録、ポスター、スライド、ビデオのスライドは英語とし、発表言語は日本語とする。但し、日本語での発表に支障がある外国人等の正会員は英語可とする。
- ④ビデオは日本語ナレーション付きでの制作を必須とする。自動音声ソフトの使用は禁止する。
- ⑤海外学会等への二重投稿は、著作権に抵触する可能性があるため行わないこと。
(全て同文の発表記載でないこと)

8. 総会賞の表彰

- (1) 表彰式は総会期間中に行う。賞状等の授与は総会長が行う。
賞状は理事長と総会会長の連名とする。

附則

- (1) 本賞は平成 15 年度より施行する。